

発展サポート 保証

(中小企業成長発展支援保証制度)

生産性向上や更なる成長を遂げるために、
大口かつ長期的な資金を支援します。

利用要件を緩和しました！

- ◆ 保証限度額 最大2億円
- ◆ 最長10年の一括返済可能
- ◆ 新規借入でもご利用可能

ご利用には審査が必要です。まずは、お気軽にご相談ください。
(専用様式による相談は不要になりました。)

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

発展サポート保証

(中小企業成長発展支援保証制度)

ご利用できる方	川崎市内に本店又は事業所を有している法人で、次の(1)～(3)の全てに該当するもの (1)3年以上同一事業を継続していること。 (2)1期を12ヶ月とする決算書(確定申告書)を、直近3期分提出できること。 (3)直前の決算において、下記の基準(a)～(c)のいずれかを満たすこと。				
	指標	基準(a)	基準(b)	基準(c)	
	①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
	②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
		純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
	③	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
		インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	保証限度額	2億円 ※一般の普通保険(2億円)及び無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。			
	対象資金	運転資金及び設備資金			
	保証期間	10年以内			
貸付形式	証書貸付 ただし、融資期間が1年以内の場合に限り手形貸付とすることができます。				
返済方法	分割返済又は一括返済				
保証料率	0.45%～1.90%				
貸付利率	金融機関所定利率				
担保・連帯保証人	(1)担保 原則として、徴求しません。 ※不動産購入資金等で担保が必要となる場合があります。 (2)保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。				
添付書類	発展サポート保証資格要件確認書				

担当地区 川崎、幸、中原区
企業支援部企業支援課

担当地区 高津、宮前、多摩、麻生区
企業支援部北支所企業支援課

044-211-0501

044-850-0055

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

令和4年6月発行